適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																			[1/	/2]
令和	年	月	日		住所(法)	又 に 人 の 店	場合	所)は	(〒 7 ❷ (法人 広島	、の場合	のみ公	表されま	:す) 1-14·	-505								
				申			在 <u>-</u> i ナ)	地	(〒 7						(電話	番号	090		456	7 –	234	5)
				請	納	税	, , , , ,	地			≚ <i>辩丿</i> ——	(本即)	1-14		(電話	番号	090		456	7 –	234	5)
					氏名		,	Ī														
				者	(法 / 代 表	人の		.)														
	広島西		署長殿		法	人	番	号														
公表 1 2 な	されま 申請者 法人、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項(② を除る を を を を を を を を る る る る る る る る る る)にま :号及で	かって <i>l</i> バ登録 ^仏	ま、 年月	本店 ス 日 が 2	スは主 公表さ	たるれま	事務原	斤の所	在地								-ジで
(-	平成28 ※ 当	3年法律 該申請	津第15 青書は、	号) 、所	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規定等の-	 定によ −部を	るi 改i	改正後 Eする	後の消 5 法律	当費移	法法第	57条	: の 2	第 2	項の	規定	12]	こり目	自請し	」ます	- o
					期間の第和5年							場合り	さ 令 秆	15年	6月	30 ⊟) ま	では	Z	申請	書きを	提出
事	業	者	区	分	※ 次身	医 「登銀	を提出で)確認	Z 課 認」欄	製税事 を記載	業者	くださ	い。す	きた、負	免税事	免利	・ 事業に該当	美者 i する	場合			
判定で 合はで この なか・	こより 令和 5 申請書る ったこ	課税事 年6月3 ≿提出す とにつる	(特定期 (特定 (特 と た (1) と ま (1) と ま (2) と ま (2) と ま (3) と ま (4) と ま (4) と ま (5) と ま (5) と ま (5) と ま (6) と ま (7) と (7) と	なる場 まででき な事情							•								, ,			
税	理	士	署	名	税理:		長谷	}) ÷	会計						(電話	番号	082	_	27	2 –	- 586	8)
※ 税	整理番号				部門 番号		申詢	青年	三月日			年	月	月		信	年	J.		日 部	3	
署処理		処 理		年	月	III.	番号確認				身元 確認	□ iii		確認 書類			ード/通 	知力-	ード・ 	基転免許) 	
欄	登 録	番 号	T	1 1	1 1			1	1 1	1	1											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												_											
												氏	名 又	は名え	称	阿垣	寿						
	Ī	该当~	する!	事業	者の	区分	分に	応じ	, \Box	にレ	仰を	付し	記載〕	してく	ださ	ر با .							
免税		(平	成28	3年沿	去律	第1	15号	·) 附	计则多	第44	条第	4項	の規	を受り 定の 適用 る	窗用	を受	ける	こう	とす	る事	業者	する	法律
		個			番		号		1	1	1		1	1 1			1	1	1				_
事																							
業		事業		年 月、												l	事	業	年 度	1		FI	日
者		内) <i>又</i> 月日							年		月	日		のみ記載	2/5			至		<u> </u>	日
		容			\ 12											110 450	資		:				円
の		等	事	業	Þ	<u>J</u>	容																
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け												令和 5		1 日か			月31日					
認	ようとする事業者 令和 年 月														月		日						
登	-	课税	事業を	皆でつ	す。																		
録		課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ													え								
要		の確い。	[認]	欄の	いず	゚゙れカ)4 <i>(</i>))	事業者	者に該	核当す	↑る場	合は、	「は	い」を	選択	して	くだ	さ					
件	-	肖費和	 说法!	こ違ん	 灵し	て計	司金	—— 以上	の刑	 にע	しせら	 れた	ことに	 よあり	ませ	 :ん。							,
Ø		([いえ	」の	場合)は、	次(の質[問にも	5答え	えてく	ださい	·,°)							はい			`Z
確認認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ います。													いい	え								
参																							
考																							
事																							
項																							